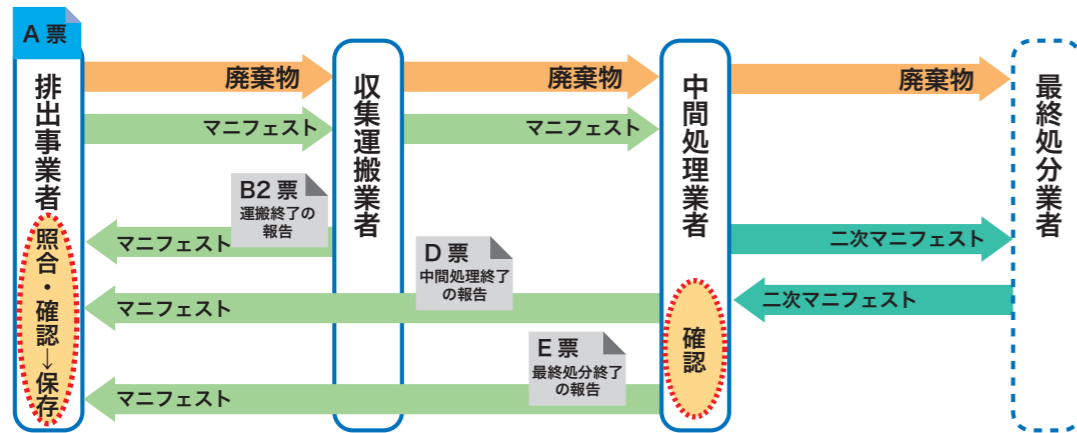


3. マニフェストの管理をしていますか？

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、**産業廃棄物管理票(マニフェスト)**を交付しなければならない。(法第12条の3)



ポイント
3

- マニフェストは排出事業者が交付し、廃棄物とともに収集運搬業者に引き渡します。
- 返送されたマニフェスト (B2, D, E 票) を照合し、適正に行われているか確認します。
- マニフェストは、写しの受理後、5年間保存します。
- マニフェストの交付状況を都道府県知事等に報告します。
(電子マニフェストは除く)

マニフェスト交付義務等・保存義務違反

▶ 6月以下の懲役又は50万以下の罰金



こんな業者は危ない!

- ✓ 処理施設を見せない
- ✓ 処理費用が安すぎる
- ✓ 何でも処理できると豪語する
- ✓ 廃棄物が大量に積み上げられている
- ✓ 中間処理後の処理が不明確



安心できる業者は?

- 処理施設の確認がとれる
- 処理費用が適正である
- 適正な処理方法を説明してくれる
- 処理実績がきちんと管理されている

お問い合わせ先

関東建設廃棄物協同組合 Tel.03-5159-8171 Fax.03-5159-8173 URL <http://www.kenpaikyo.or.jp>

首都圏建設廃棄物問題協議会 Tel.03-3664-7031 Fax.03-3664-6916

大丈夫ですか？

排出事業者の処理責任

適正処理のための3つのポイント

契約は？



適正処理は？



処理ルートは？

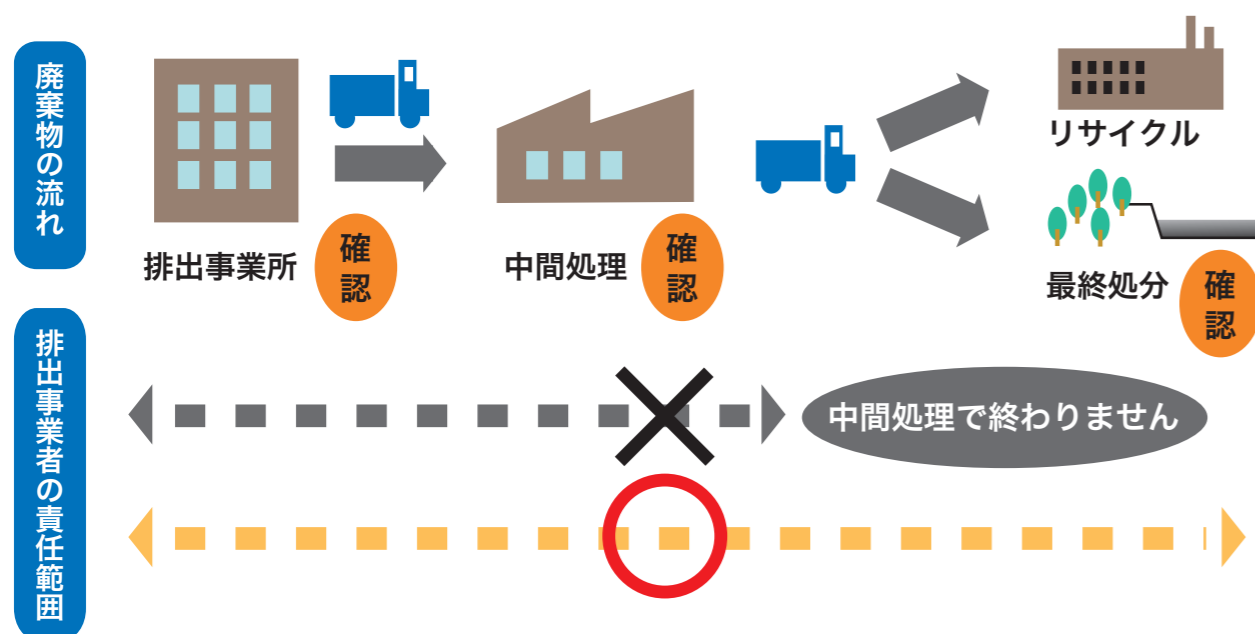


KENPAIKYO 関東建設廃棄物協同組合

首都圏建設廃棄物問題協議会

1. 排出事業者への指導が強化されています

首都圏で排出された産業廃棄物が不法投棄されるケースが後を絶たないことから、八都県市の連携による監視や排出事業者に対する指導が強化されています。産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法により最終処分が終了するまでその責任を免れることができません。(法第12条第5項) 従って信頼できる処理業者を、排出事業者自身の責任で見極める必要があります。また、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進は、循環型社会形成への寄与という点で、単なる法令遵守にとどまらず企業の社会的責任(CSR)を果たすことにつながります。



ポイント 1

廃棄物処理法に明らかに違反していない場合でも、次の要件に該当する場合、措置命令を受け、氏名等が公表される場合があります。

- 適正な対価を負担していないとき
- 不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたとき
- 最終処分までの一連の処理が適正に行われるための措置をしていないとき（現地確認等）

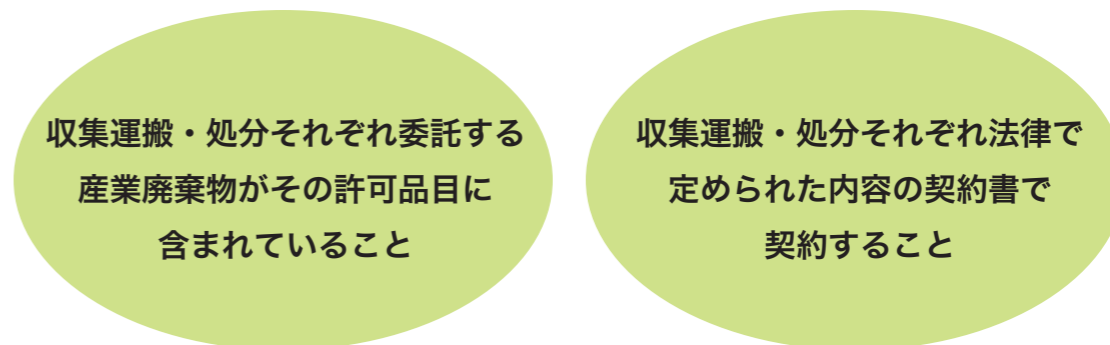
措置命令違反

▶ 5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

2. 委託基準を守っていますか？

事業者は、その廃棄物の処理が可能な許可業者に委託し、委託契約は書面で行うなど、政令で定める委託基準に従わなければならない。(法第12条第4項)

委託基準



産業廃棄物を委託する場合



ポイント 2

- 委託する廃棄物の許可（収集運搬・処分）をすべて持っているか？
- 収集運搬車両は契約先の許可車両か？
- 処理施設の処理能力は十分か？
- 中間処理後の処分先が明確か？
- 適正な処理料金が提示されているか？

委託基準違反

▶ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金